環境うえだ

回覧

令和2年 10月16日号 生活環境部 生活環境課 (電話23 - 5120) 廃棄物対策課 (電話22 - 0666)

「危険・有害ごみ」を 「燃やせないごみ」に入れないで

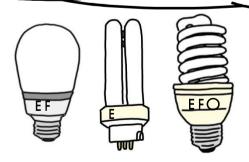


上田市では、「燃やせないごみ(赤字の指定袋)」に混入していたスプレー缶が原因と みられるごみ収集車の火災が発生しています。安全に収集・処理するために、ごみの出し方を もう一度御確認ください。



有害ごみ・危険ごみは自治会資源物回収所、もしくはウィークエンドリサイクルへお出しください!! (燃やせないごみでは出さないでください。)

形が似ている! 電球蛍光管と白熱電球の見分け方





- ・型番号が「E,EF~」で始まる
- ・球体部分と金属部分にプラスチック 部分がある



<u>LED電球</u>も 燃やせないごみです

白熱電球 燃やせないごみ

- ・型番号が「L~]や
- 「LW,G,NL,R,KR~」で始まる
- ・内部にコイル状の金属線が見える

『燃やせないごみ収集日』が、<u>令和2年10月</u>から<u>月2回に</u>変更となります! 御注意ください!!

(裏面も御覧ください)

をかけていませんか?



家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は法律により原則禁止とされています。例外として 認められる焼却もありますが、認められた焼却であっても、焼却による煙やにおいで、「洗濯 物ににおいがついてしまった」、「窓が開けられない」、「家の中ににおいが入ってきてしまっ た」等、近隣の方が困っている場合があります。焼却を行う場合は、下記の内容を御参考に 周囲への御配慮をお願いいたします。

また、なるべく焼却以外の方法(その場に野積みする、もしくは可燃ゴミとし て出す等)を検討しましょう。

- ※例外として認められている焼却は以下の通りです。
- どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・稲わら、果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど農業・林業・漁業を営むためにや むを得ない焼却
- ・たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却 (煙の量やにおいが 近所の迷惑にならない程度の少量の焼却)

係別を行う際の消毒点

- ○焼却を行う時間帯や風向き、風量などに注意し、近隣に一言声をかける等、迷惑と ならないように気を付けてください
- ○草や枝木等の自然物のみの焼却とし、プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニー ル等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください
- 〇十分に乾燥させたうえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてく ださい
- 〇ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう
- ○焼却を行う場合は事前に近隣の消防署へ連絡をしてください
- 〇水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください
- ○焼却中は絶対にその場を離れないでください
- ○最後に完全に火が消えたことを確認してください

灯油等の漏油に御注意を!

これからの時期、ホームタンク等からの漏油事故の発生が懸念されま す。以下のことに注意し、漏油防止を徹底しましょう。 〇使用前に漏れや傷み等の異常がないか点検を行いましょう 〇給油中は絶対に目を離さないようにしましょう

下記連絡先まで御連絡ください。

